

奈良県訓令第四号

各部課室
各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十一号中「規定する」の下に「政策参与及び」を加える。
別表第三中「自動車税事務所 民俗博物館」を「自動車税事務所」に、「競輪場」を「競輪場 北部農業振興事務所」に、「美術館 万葉文化館」を「万葉文化館」に改め、同表橿原文化会館の項を削り、同表中

橿原考古学研究所	総務課長（あらかじめ事務職員である副所長が指定するものについては、技術職員である副所長）
橿原文化会館 美術館 橿原考古学研究所	総務課長（橿原考古学研究所に係るものうちあらかじめ事務職員である副所長が指定するものについては、技術職員である副所長）
民俗博物館	総務学芸課長

を

に、「図書情報館」を「図書情報館 フォレストアカデミー」に改め、同表外国人

支援センターの項の次に次のように加える。

奈良まほろば館

情報発信課長